

村からのお知らせ お知らせ をまとめてお届け！



■ 令和8年1月7日発行 No.155

■ 編集・発行 昭和村役場 総務課 企画創生係

〒968-0103 福島県大沼郡昭和村大字下中津川字中島 652

TEL 0241-42-7717 FAX 0241-57-3044 (代表)

▶ 今回のお知らせ版掲載一覧



1ページ 博士トンネルにおける携帯電波について



2ページ 診療所からのお知らせ



2ページ 「新春開運マルシェ」開催

3ページ 両原早乙女踊り開催

木こりに聞く「山と木のはなし」

中学校「アスリート講演会・走り方教室」の開催について

小中学校書き初め展の開催について



4ページ 生涯学習講座「刃物研ぎ教室」開催

求人情報 (勤務地: 昭和村他)

5ページ 令和7年分所得申告相談事前準備のお願い



ドコモ、ソフトバンクの携帯電話が通信可能になりました！

博士トンネルにおける携帯電波について

携帯電話不通区間となっていました博士トンネルですが、この度、ドコモ、ソフトバンクの携帯電話が博士トンネル内において通信可能となりました。

まだ使用できない携帯会社については見通しがつき次第、皆様にお知らせいたします。

携帯会社	現在の電波状況
ドコモ	使用可能
ソフトバンク	使用可能
au	使用不可。使用可能な日が判明次第お知らせします。

■ 建設係 ☎ 57-2123

▶ 中面に、お知らせがありますので、ご確認ください。



直近の診療日をご案内します 診療所からのお知らせ

○内科は毎週水曜日が一般外来休診日です。
(予約検査のみ実施。急患応相談、事前にお電話ください。)

○歯科は完全予約診療です。
(急患応相談、事前にお電話ください。)

○来所の際は自宅で体温を測っていただき、
マスクを着用してください。

○発熱等の症状がある場合には**来所する前に** (家族も含む)、**まずお電話**でご相談ください。

○土日祝日は休診日です。休日・時間外の相談・受診は極力控え、診察日・診察時間内に受診しましょう。お薬の残薬をご確認の上、早めの受診をお願いします。

○1月12日(月・祝)は内科休日当番医です。

月日	内科	歯科	バス
1月7日(水)	検査日	○	
8日(木)	○	休診	松山～中向
9日(金)	○	○	大芦
12日(月)	○	休診	休日当番医
13日(火)	○	○	小野川・両原～小中津川
14日(水)	検査日	○	
15日(木)	○	○	松山～中向
16日(金)	○	○	大芦
19日(月)	○	○	下中津川
20日(火)	○	○	小野川・両原～小中津川
21日(水)	検査日	○	
22日(木)	○	○	松山～中向
23日(金)	○	○	大芦
26日(月)	○	○	下中津川
27日(火)	○	○	小野川・両原～小中津川

【診察時間】

○内科 午前9:00～11:15までの受付分

※午前中に午後診察分の受付も可

午後2:00～4:00までの受付分

○歯科 午前9:00～11:30／午後1:30～4:00

■ 診療所 ☎ 57-2255



ぜひご来場ください! 「新春開運マルシェ」開催

2026年新春は喰丸小にて「新春開運マルシェ」が開催されます。

今回初出店のお店もございますので、多くのご来場をお待ちしております。

【開催日】令和8年1月11日(日) 10:00～15:00

【場所】喰丸小

※9:50よりイベントのオープニングとして、舞と歌の披露もございます。ぜひご来場ください。

出店者	内容
オノガワ菓子店	昭和村産のシンプルなお菓子
おやつやアイリス	グルテンフリーのおやつとコーヒー、手相占い
のんこんの	絵はがき販売
羊の森	国産洋毛でホームスパン
AYA	ナチュラルコスメ(口紅)づくり(10:00～10:30～14:00～14:30～)※小学生以上可 スピリチュアルカウンセリング 11:00～13:40 ※予約優先instagaram@angelgarden
魔法を売る店	会津型の型染め体験(お持ちの衣服やバッグも染められます)、タロット占い

■ 観光交流係 ☎ 57-2124

▶ 次頁にも、お知らせがありますので、ご確認ください。

イベント 年に一度の貴重な踊り 両原早乙女踊り開催

両原早乙女踊りは昭和村無形民俗文化財に指定されており、一年の五穀豊穣と豊作を祈願して行われる伝統芸能です。

令和8年の早乙女踊りは以下のとおり開催されます。会場の都合上、観覧を希望される方は以下の問い合わせ先までご連絡ください。

【日時】令和8年1月11日(日) 14:00から

【場所】両原郷土芸能伝承館

※状況により急遽中止になる可能性(運営スタッフのインフルエンザの蔓延等)がありますので、予めご承知おきください。

■ 両原早乙女踊り実行委員会 事務局

☎ 090-2603-4500

イベント 奥会津ビジターセンター「自然環境学習会」 木こりに聞く「山と木のはなし」

実は奥会津のブナ林は、日本一?!「山が荒れている」と聞くけれど、何がどう起きているの?

奥会津の山に入り、木と森と山を、使いつつ守りながら仕事をしてきた熟練の木こりさんに話を聞く会です!

冬季の開催となるため、ZOOM(ズーム)を使用してのオンライン参加も可能としていますので、ぜひ、ご参加ください!

- 主 催 越後三山只見国定公園奥会津ビジターセンター
- 日 時 令和8年1月25日(日)
午後1時30分~午後3時30分
- 会 場 道の駅会津柳津 2階会議室
- 講 師 杉原造材 杉原啓喜さん
(株)アイパワーフォレスト 五十嵐馨さん
(株)佐久間建設工業 五十嵐善徳さん
- 定 員 20名(+オンライン参加)
- 申込み 事前申込み制(メール、電話にてお申込みください)
- 参加費 無料

■ 越後三山只見国定公園奥会津ビジターセンター
☎ 0241-42-7081
メール info@okuaizuvistorcenter.com

イベント 陸上選手 秋本真吾さんが来校 中学校「アスリート講演会・走り方教室」の開催について

日頃より、中学校の教育活動に対し、ご理解ご協力をいただきありがとうございます。

さて、延期となっていました「アスリート講演会・走り方教室」を以下のように実施いたします。

ぜひ、お気軽に中学校へご来校いただき、生徒の様子をご覧ください。

●開催日時:令和8年1月27日(火)

13:45~15:20頃

(講演会50分、走り方教室30分の予定)

●会 場:昭和中学校

●講 師:秋本真吾さん(福島県大熊町出身)

・元 400mハンドル選手

・現いわきFCスプリントコーチ

・アジアマスターズ陸上 2023 110mハンドル金メダル

・アジアマスターズ陸上 2025 100m銀メダル、200m第4位

*本講演会は、福島の未来を担う子どもたちとアスリートの交流を企画運営する「友情ネットプロジェクト」として実施します。

■ 昭和中学校 ☎ 57-2201

イベント 昭和村公民館ロビーに展示 小中学校書き初め展の開催について

昭和村公民館ロビーにて、小中学校の児童・生徒による「書き初め展」を開催します。

児童・生徒が冬休みや授業を通じて、熱心に練習を重ねてきた作品を展示しますので、ぜひご覧ください。

●開催期間:令和8年1月21日(水)~1月30日(金)
※期間中の土日は公民館閉館日となりますのでご注意ください。

●開催時間:午前9時~午後5時まで

●会 場:昭和村公民館ロビー

■ 教育委員会 ☎ 57-2164

▶ 次頁にも、お知らせがありますので、ご確認ください。



生涯学習講座「刃物研ぎ教室」 開催

お気に入りの大切な刃物を自分の手で美しく研いでみませんか！「研ぎ」に興味がある方、自己流で思うように研げない方、初心者の方。また、シーズン中に活躍した刃物の道具じまいにも。

ぜひこの機会にご参加ください。

●開催日 令和8年1月25日(日)

・午前の部 午前9時～11時

・午後の部 午後1時30分～午後3時30分

●場所 昭和村公民館

●講師 大工八〇 押部僚太さん

●内容 刃物研ぎの実践(対象の刃物:鎌・包丁)

●定員 各部5名

●参加費 無料

●持ち物 研ぎたい刃物、汚れても良いタオル
(※研磨のための道具類は全てこちらで準備します)

●申込方法 1月19日(月)までにお電話等で昭和村公民館にお申し込みください。村HPまたは村公式LINEからもお申し込みできます。

※定員に達し次第締切となりますので、お早めにお申し込みください。また、お申し込みの際に持参する刃物の種類もお伝えください。

問 教育委員会 ☎ 57-2114



ハローワーク会津若松

募集 求人情報(勤務地:昭和村他)

職種	介護職員
求人区分	フルタイム
事業所名	昭和福祉会
雇用形態	正社員
賃金	165,600円～272,500円
就業時間	変形労働時間制(3形態)
休日	指定日、年間休日数120日
年齢	18歳以上～59歳以下

職種	マルチワーカー(無期雇用派遣職員)
求人区分	フルタイム
事業所名	奥会津地域づくり協同組合
雇用形態	無期雇用派遣労働者
賃金	225,500円
就業時間	変形労働時間制(3形態)
休日	土日祝他、年間休日数121日
年齢	59歳以下

問 ハローワーク会津若松 ☎ 0242-26-3333

▶ 次頁にも、お知らせがありますので、ご確認ください。



令和7年分所得申告相談事前準備のお願い

2月中旬から3月中旬に実施する所得申告相談につきまして該当の方は以下の準備をお願いします。

●医療費控除の明細書作成

医療費控除を受ける方は「医療費控除の明細書」を作成し、所得申告相談の際に領収書と併せて提出してください。別紙に記入例と記入用の明細書を掲載しますのでご活用ください。

なお、村のホームページからもダウンロードできます。

※医療費控除は医療費の合計金額が10万円、もしくは控除を受ける方の所得金額の5%を比較して、いずれか少ない方の金額より控除の対象となります。

●所得申告相談資料の記入

昨年の令和6年分所得申告相談で事業・農業・不動産の所得申告があった方へ「所得申告相談資料」を送付しますので記入し、所得申告相談の時に領収書や帳簿などと併せて提出してください。

令和7年に上記の収入があった方や1月16日までに届いていない方は役場窓口で配布しますのでご連絡ください。

※所得申告相談資料は収入と経費をまとめための用紙です。提出した資料を基に役場職員が確定申告及び住民税申告の用紙を作成します。

※青色申告、電子申告(eLTAX)の方への配布は行いません。

●給与支払報告書の提出

従業員を雇用する事業主(給与支払者)の皆さんには、所得税を源泉徴収する義務があります。法人や個人にかかわらず、前年に支払った給与額は、すべての従業員分(アルバイト、パート、役員など)の給与支払報告書を作成し、毎年1月1日時点で従業員が居住する自治体に提出しなければいけません。

【提出期限】

令和8年2月2日(月) *早期の提出にご理解とご協力を願いいたします。

【提出物の内容】

①総括表 特別徴収義務者に指定される場合は、指定番号入りのものをご使用ください。

②給与支払報告書 従業員1人につき、1枚の提出が必要です。

③仕切紙(普通徴収切替理由書) 特別徴収に該当しない従業員を有する場合は、提出が必要です。

【提出にあたっての注意点】

昨年、電子申告(eLTAX)を活用し、給与支払報告書を提出いただいた事業主の皆さんには、総括表を送付しておりませんので、ご注意ください。

また、特別徴収に該当しない従業員を有する場合は、特別徴収と普通徴収の間に「仕切紙(普通徴収切替理由書)」を挟み、区分けにご協力ください。

●個人住民税(村県民税)の電子申告開始について(令和8年度申告分から)

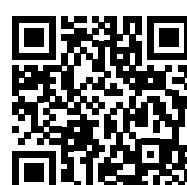
令和8年度分の申告(令和7年中の所得に対する申告)から始まります。

スマートフォンまたはパソコンから、マイナンバーカードを利用して、eLTAX(エルタックス)のホームページ、マイナポータル及び村のホームページを経由して、個人住民税の申告手続きが開始されます。

概要については、以下のQRコードから「個人住民税申告の電子化に係る特設ページ」をご確認ください。

「個人住民税申告の電子化に係る特設ページ」はこちらから→

問 住民係 ☎ 57-2113



令和7年分医療費控除の明細書

住所

氏名

医療費の明細（令和7年1月1日～12月31日支払い分）

「領収書1枚」ごとではなく、
 「医療を受けた方」・「病院等」ごとに
 まとめて記入してください。

医療を受けた方の 氏名	病院・薬局などの 支払先の名称	医療費の区分	支払った 医療費の額	うち生命保険 や社会保険などで 補てんされる金額
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	円	円
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	円	円
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	円	円
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	円	円
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	円	円
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	円	円
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	円	円
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	円	円
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	円	円
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	円	円
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	円	円
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	円	円
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	円	円
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	円	円
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	円	円
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	円	円
医療費の合計			(ア)	円 (イ)
(ア)-(イ)=医療費控除額			医療費控除額	

裏面に記入例が掲載されていますのでご覧ください

医療費控除の明細書の記入例

昭和太郎さんの例（生計が同じ妻：花子さん）

昭和太郎さんが受けた医療

2月18日 ■■病院 診療 6,000円①

5月28日 ■■病院 診療 3,400円①

▲▲薬局 医薬品 700円②

・医療を受けた人

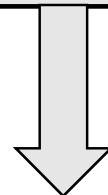
・病院・薬局

ごとに医療費を合計して記載します。

昭和花子さんが受けた医療

9月13日 ●●診療所 診療 3,300円③

医薬品 1,100円③



	医療を受けた方の 氏名	病院・薬局などの 支払先の名称	医療費の区分	支払った 医療費の額	うち生命保険 や社会保険などで 補てんされる金額
①	昭和太郎	■■病院	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	9,400 円	円
②	同上	▲▲薬局	<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input checked="" type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	700 円	円
③	昭和花子	●●診療所	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input checked="" type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	4,400 円	円

医療費控除の対象となる医療費の例

- ・医師又は歯科医師による診療又は治療
- ・医師等の処方や指示により、購入する医薬品の購入
- ・介護保険制度の下で提供された一定の施設、
居宅サービスの自己負担額
- ・医師による診療を受けるために直接必要な
コルセットなどの医療用器具の購入代やその賃借料
- ・入院の対価として支払う部屋代や食事代

控除の対象に含まれないものの例

- ・健康診断の費用
(疾病が発見され治療する場合を除く)
- ・自家用車で通院する場合のガソリン代や駐車料金
- ・予防接種の費用(インフルエンザ等)
- ・治療を受けるために直接必要としない、
近視や遠視のための眼鏡、補聴器等の購入費用
- ・入院時の自己都合による個室を使用する場合の
差額代金

ご不明な点は役場住民係まで 57-2113

明細書の記入は裏面です